

総務委員会 情報連絡

令和7年2月26日

情報連絡事項	頁
1 令和7年度特別区財政調整交付金の都区間配分割合等の変更について・・・	2
2 予算の流用及び予備費充当の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 住民情報を扱う基幹系業務システムのアクセスログ調査状況について・・・	9

【参考】《子ども・子育て支援対策調査特別委員会 報告事項》

※資料は、子ども・子育て支援対策調査特別委員会（政策経営部）の報告資料にあり

- 1 令和6年度若年者支援協議会「代表者会議」の実施結果について
- 2 令和7年度若年者支援事業「高校生応援支援金」の実施（案）について

【参考】《エリアデザイン調査特別委員会 報告事項》

※資料は、エリアデザイン調査特別委員会（政策経営部）の報告資料にあり

- 1 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 2 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（北綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 3 六町エリアデザインの取組み状況について
- 4 江北エリアデザインの取組み状況について
- 5 西新井・梅島エリアデザインの取組み状況について
- 6 竹の塚エリアデザインの取組み状況について
- 7 千住エリアデザインの取組み状況について

（ 政策経営部 ）

総務委員会情報連絡

令和7年2月26日

件名	令和7年度特別区財政調整交付金の都区間配分割合等の変更について									
所管部課名	政策経営部 財政課									
内容	<p>令和7年度特別区財政調整交付金の都区間の配分割合等について、令和7年2月3日に行われた都区協議会で双方の合意に基づき、以下の通り変更される。</p> <p>1 特別区財政調整交付金とは</p> <p>都及び特別区並びに特別区相互間の財源配分の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することを目的に、都が徴収する固定資産税、市町村民税法人分等の収入額が都区間の配分割合に応じて普通交付金及び特別交付金として各区に交付されるもの</p> <p>(1) 普通交付金</p> <p>各区の基準財政需要額^{※1}と基準財政収入額^{※2}に基づき、需要額が収入額を超える区にその不足額に応じて交付</p> <p>※1 基準財政需要額とは、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するもの</p> <p>※2 基準財政収入額とは、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を算出するもの</p> <p>(2) 特別交付金</p> <p>災害による財政需要など特別の事情がある区に交付</p> <p>2 配分割合変更の内容</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1" data-bbox="416 1476 1449 1767"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都区間の配分割合</td> <td>都 44.9 : 区 55.1</td> <td>都 44.0 : 区 56.0</td> </tr> <tr> <td>普通交付金と特別交付金の配分割合</td> <td>普通 95 : 特別 5</td> <td>普通 94 : 特別 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 配分割合変更の背景</p> <p>以下(1)～(3)を踏まえて、特別区の配分割合が56%、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合が6%に変更される。</p> <p>(1) 都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、それぞれ以下の役割を担うことで東京の持続的発展を実現していく。</p> <p>ア 都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推</p>		変更前	変更後	都区間の配分割合	都 44.9 : 区 55.1	都 44.0 : 区 56.0	普通交付金と特別交付金の配分割合	普通 95 : 特別 5	普通 94 : 特別 6
	変更前	変更後								
都区間の配分割合	都 44.9 : 区 55.1	都 44.0 : 区 56.0								
普通交付金と特別交付金の配分割合	普通 95 : 特別 5	普通 94 : 特別 6								

進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行う。

イ 特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行う。

(2) 都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

(3) 児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

4 当区の令和7年度普通交付金の影響額

(百万円)

	変更前 (R7 当初予算案)	変更後	差額
配分割合	【都 44.9:区 55.1】 【普通 95:特別 5】	【都 44.0:区 56.0】 【普通 94:特別 6】	
調整税等交付金財源の見通し	2,323,656	2,311,533 ^{*1}	△12,123
特別区への配分見込額 (R5 年度精算分 38 億円含む)	1,284,157	1,298,280	+14,123
普通交付金	1,219,949	1,220,383	+434
特別交付金	64,208	77,897	+13,689
足立区交付見込額	116,900	116,936	+36
普通交付金 ^{*2}	115,900	115,936	+36
特別交付金 ^{*3}	1,000	1,000	±0

※1 当初予算案は12月時点での都の仮の交付金財源見通しをもとに算定したが、1月時点の交付金財源見通しを見ると△121億円である。そのため、上記の変更後の各金額は、1月時点の最新の交付金財源見通しの金額に対して、変更後の配分割合を掛けて算定している。

なお、実際の交付額は、今後の調整税等の都税収入の状況により異なってくる。

※2 足立区の普通交付金額は、特別区全体の普通交付金額の約9.5%（令和6年度当初算定の特別区全体の交付額に占める足立区交付額の割合）で算定している。

※3 特別交付金は、各区の申請に基づき、各事業ごとに都が認定し交付額が確定する。そのため各年度の申請・認定状況により交付額は大きく異なり、配分割合の変更に伴う影響額としては±0円としている。

総務委員会情報連絡

令和7年2月26日

件名	予算の流用及び予備費充当の状況について
所管部課名	政策経営部 財政課
内容	<p>令和6年度11月から12月までの予算の流用※、予備費充当の実績について、報告する。</p> <p>1 令和6年度予算流用【令和6年11月1日～12月31日】 予算流用 : 206件 2億7,065万円 (別紙1)</p> <p>2 主な予算流用の内容【令和6年11月1日～12月31日】 (1) 投資的事業の流用 (1,000万円以上) : 0件 (別紙2) (2) 経常的事業の流用 (500万円以上) : 6件 (別紙2)</p> <p>3 令和6年度予備費充当件数及び事業内容 【令和6年11月1日～12月31日】 予備費充当 : 7件 7,922万9千円 (別紙3・4)</p> <p>※ 予算の流用とは、予算の不足が生じた場合に、同じ事業内又は他の事業の予算の一部を異動すること。</p>

令和6年度 予算流用件数

部 名	4月～7月	8月～10月	11月～12月	1月～3月	合計
政策経営部	6	7	8		21
総務部	3	8	72		83
危機管理部	8	8	9		25
施設営繕部	0	1	1		2
区民部	2	4	9		15
地域のちから推進部	8	7	14		29
産業経済部	3	1	3		7
福祉部	6	11	20		37
衛生部	1	9	8		18
環境部	6	0	7		13
都市建設部	15	13	14		42
会計管理室	0	0	0		0
教育指導部	5	5	7		17
学校運営部	6	9	10		25
子ども家庭部	4	3	2		9
選挙管理委員会事務局	5	7	21		33
監査事務局	0	0	0		0
区議会事務局	0	0	1		1
合 計	78	93	206		377
【参考】令和5年度合計	104	110	203	337	754

※特別会計分を含む。

主な予算流用の内容（令和6年11月～令和6年12月）

No.	部 名	事 業 名(細節名)		流用金額 【千円】	投資・経常 区 分
		流用額が充てられた事業概要			
1	危機管理部	流用元	防犯活動支援事務(委託料)	5,000	経常
		流用先	防犯活動支援事務(補助交付金)		
		緊急特別対策として実施する戸建て住宅の侵入盗対策に特化した防犯対策物品補助事業			
2	危機管理部	流用元	災害備蓄の管理運営事業(消耗品料)	7,367	経常
		流用先	防災センター管理運営事業(委託料)		
		スターリンク衛星通信を運用するためのアンテナ設置及び配線工事			
3	危機管理部	流用元	災害備蓄の管理運営事業(維持補修費)	32,120	経常
		流用先	災害備蓄の管理運営事業(委託料)		
		アースイントイレ等撤去について、工事(維持補修費)から委託(委託料)で実施するための科目変更			
4	教育指導部	流用元	学校ICT推進事業(使用料及び賃借料)	13,800	経常
		流用先	学校ICT推進事業(修繕費)		
		児童生徒用Chromebook(タブレット端末)修理費用			
5	選挙管理委員会事務局	流用元	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査事務(通信運搬費)	7,000	経常
		流用先	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査事務(時間外勤務手当)		
		衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当			
6	選挙管理委員会事務局	流用元	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査事務(委託料)	7,000	経常
		流用先	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査事務(一般報酬)		
		衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査投開票事務の投票管理者・立会人及び開票立会人の報酬			

※投資的事業は流用額1,000万円以上、経常的事業は流用額500万円以上を掲載します。

令和6年度 予備費充当件数

部 名	4月～7月	8月～10月	11月～12月	1月～3月	合計
政策経営部	0	0	0		0
総務部	0	0	0		0
危機管理部	0	0	0		0
施設営繕部	0	0	0		0
区民部	0	0	0		0
地域のちから推進部	0	0	0		0
産業経済部	0	0	0		0
福祉部	1	0	0		1
衛生部	0	0	0		0
環境部	0	0	0		0
都市建設部	0	0	0		0
会計管理室	0	0	0		0
教育指導部	0	0	0		0
学校運営部	0	0	0		0
子ども家庭部	0	0	0		0
選挙管理委員会事務局	0	11	7		18
監査事務局	0	0	0		0
区議会事務局	0	0	0		0
合 計	1	11	7		19
【参考】令和5年度合計	0	0	0	0	0

※特別会計分を含む。

令和6年11月～令和6年12月 予備費充当一覧

No.	充 当 先				充当額 【千円】	充 当 事 業 内 容
	部名	会計	科 目			
			款	項 目		
1	選挙 管理 委員 会 事 務 局	一 般 会 計	総務費		79,229	衆議院の解散に伴う衆議院議員 選挙及び最高裁判所裁判官国 民審査の執行経費
			選挙費			
			選挙執行費			
			衆議院議員選挙・最高裁判所 裁判官国民審査事務			

総務委員会情報連絡

令和7年2月26日

件名	住民情報を扱う基幹系業務システムのアクセスログ調査状況について
所管部課名	政策経営部 情報システム課
内容	<p>住民記録システムや税システム等、住民情報を扱う基幹系業務システムについては個人情報保護のため、アクセスログ（端末の操作履歴）の調査を行っており、6か月毎に本委員会に調査状況を報告している。</p> <p>今般、令和6年度の上半期分について不正なアクセスがなかったことを報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>他自治体において、業務に必要な個人情報を不正に検索して外部に流出させた事件を受け、令和5年度より「足立区アクセスログ調査実施要領」を制定し、各基幹系業務システムのアクセスログの調査を実施している。</p> <p>2 調査実施体制</p> <p>(1) 毎月、各業務所管課が所管するシステムのアクセスログを調査し、結果を情報セキュリティ責任者（各部部长）に報告。</p> <p>(2) 6か月毎に情報システム課が各システムの報告を取りまとめて、統括情報セキュリティ責任者（政策経営部長）に報告。</p> <p>3 調査結果</p> <p>(1) 報告期間 令和6年4月から令和6年9月まで</p> <p>(2) 対象システム 住民情報を扱う基幹系業務 23システム</p> <p>(3) 調査方法 下記および業務の特性に応じた観点で調査を実施</p> <p>ア 通常の業務量と比較して大量のアクセスログ</p> <p>イ 通常の業務時間外のアクセスログ</p> <p>ウ 通常の業務に不要なデータ抽出処理</p> <p>(3) 調査結果</p> <p>ア 各業務所管課から調査結果報告を受け、不正なアクセスが無いことを確認した。</p> <p>イ 報告事例</p> <p>(ア) アクセス件数上位の職員3名を調査実施。届出の処理件数と比較し、妥当な件数であることを確認した。</p>

(イ) 時間外操作15件について上長に確認し、不正は認められなかった。

4 今後の方針

年度当初に、アクセスログ調査の実施を庁内（委託事業者を含む）に周知することによって不正防止の意識醸成を図ることに加え、継続的に調査を実施して不正の兆候を見逃さない体制を維持する。

また、調査結果については6か月毎に庁内に情報共有していく。